

(仮称) としま文化の日条例 (素案) の パブリックコメント実施結果について

1. 概要

区民が育んできた文化芸術活動を次の世代に継承する新たな文化シンボルとなる取り組みについて、令和2年3月から「豊島区の新たな文化シンボル検討会」において検討してきた。

その結果、11月1日を区独自の記念日「(仮称) としま文化の日」として定める条例(素案)がまとまったため、下記のとおりパブリックコメントを実施した。

2. パブリックコメント実施結果

- ①実施期間 令和2年6月21日(日)～6月30日(火)
- ②公表案 別紙「(仮称) としま文化の日条例(素案)」参照。
- ③周知方法 広報としま令和2年6月21日号掲載、区ホームページ掲載
- ④閲覧場所 文化デザイン課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ
- ⑤受付方法 Eメール1件 郵便3件 持参2件 合計6件
- ⑥意見件数 14件 ※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、受付件数と意見件数は一致しない。

⑦ご意見の概要

No.	分類	ご意見の概要	件数
1	総論	昨年はいこれまでの豊島区の文化政策がまさに華が咲いた年でした。 国家的事業である東アジア文化都市の成功は区民として誇りです。こうした誇りと愛着が持てるよう区民参加の文化・芸術イベントを引き続き、としま文化の日で開催するようお願いします。	1
2	総論	豊島区はいこれまで文化によるまちづくりを進め、昨年はい国家プロジェクトである東アジア文化都市2019豊島を行いました。 とりわけ、子どもたちが歌った「わたしはみらい」は、豊島区の明るい未来を感じさせるものでした。 しかし、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの方が不安の中で生活しています。こうした不安の中で元気を与えてくれるものが文化であると思います。 文化の日を制定し、豊島区の文化の灯りを未来へ継承していただくことを願います。	1
3	総論	コロナの影響によるオリンピック・パラリンピックの延期、外出自粛や学校の休校など、世の中に閉塞感が漂っています。	1

		<p>こういう時こそ文化の力でこの閉塞感を打開し、まちに賑わい、元気を取り戻してほしいです。</p> <p>文化の日については、特に子供たちが、自分の住む日本、豊島区の文化を体感し、まちに誇りを持つキッカケになる日、としま文化推進期間となることを希望します。</p>	
4	前文	<p>条文に比べ、前文が長すぎるように思います。</p>	2
5	前文	<p>文化の灯を消すという言い回しは直接的に感じるので、灯し続けなければなりません等、別の表現がよいのではないのでしょうか。</p>	1
6	前文	<p>条例前文の「文化の灯」にふりがなを振ってください。</p>	1
7	条文	<p>区民の範囲は、前文の「区民、地域団体、事業者、大学およびNPO など」のすべてを含むのでしょうか。</p>	1
8	区の取り組み	<p>としま文化の日とは何をする日なのか、イメージしにくい印象があります。</p> <p>区が取り組みを進めていくのか、区民が実施するよということなのかわかりにくいです。</p>	1
9	としま文化の日	<p>文化の日に賛成です。</p> <p>Hareza 池袋や池袋西口公園の劇場など、豊島区はここ最近文化的な施設で大きく変わったと感じますが、箱ものは中身が伴ってこそ、その真価を発揮すると思います。</p> <p>1年に一回制定される文化の日は、豊島区が文化とは何かを顧みる日、区民が豊島区ひいては日本の文化を再認識する日となることを願います。</p>	1
10	としま文化の日	<p>としま文化の日を11月1日にする理由を示してください。</p>	2
11	その他	<p>新たにとしま文化の日を制定するということですが令和元年度に430億円もの文化費を投入しています。文化芸術に投資し過ぎており、更なる予算支出のための文化の日制定と見えます。</p> <p>集中的な投資は魅力的な街づくりに必要であることは理解しますが、急遽区民に丁寧な説明をせずに目的が不可解な条例を制定することは反対します。</p>	1
12	その他	<p>このパブリックコメントは豊島区パブリックコメント実施要綱に定める意見の提出期間である1ヶ月間を大幅に下回る1週間の期間しか提出期間がありませんが、それゆえ条例も透明性を欠いていると思います。</p> <p>期間短縮にどのような理由があるのかを示してください。</p>	1

3. これまでの経過と今後のスケジュール（予定）

2月12日	議会報告（全協）	検討会を設立し検討する旨の報告
3月2日	検討会（第1回）	
4月24日	検討会（第2回）書面開催	案の取りまとめ
6月21日 ～30日	意見募集 （パブリックコメント）	
7月8日	議会報告（子ども文教）	パブリックコメント実施結果の報告
7月13日	検討会（第3回）	取り組み内容の決定、条例案の審議
9月中旬	議会報告（全協）、条例案の上程	取り組み内容の報告、条例案の審議
11月上旬	事業実施	新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今後検討

(仮称) としま文化の日条例 (素案)

前文

- 文化は人とまちを元気にし、新たな価値を創造します。文化による交流は、人と人との絆を深め、まちへの愛着・誇りをもたらします。
- 豊島の文化は、多様な人々によって、地域で生まれ、継承されてきました。また、地域に息づいた文化は、区民の誇りとなっているだけでなく、まちを発展させてきた大きな力となっています。
- 豊島区においては、基本構想に「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち」を基本方針として位置付け、「文化創造都市宣言」を行い、「豊島区文化芸術振興条例」を定めるなど、文化を基軸としたまちづくりに取り組んできました。
- そして、社会情勢の急激な変化に対応し、持続発展できる都市づくりを推進するため、目指す都市像に「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、文化によるまちづくりを進めてきました。
- 「国際アート・カルチャー都市」とは、安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了するにぎわいあふれるまちの姿です。
- 国家的文化プロジェクトである「東アジア文化都市2019豊島」を成功させ、「Hareza 池袋」などの文化拠点を整備し、国内外の人々を魅了する、にぎわい溢れるまちづくりを推進しています。
- このようなまちづくりを推進するためには、区民、地域団体、事業者、大学およびNPOなど、地域が一体となって、特色のある文化芸術活動の連携を図り、豊島区全体（オールとしま）として取り組んでいくことが重要です。
- 今、まちは新型コロナウイルス感染症の脅威により、先行きの見えない社会不安で覆われています。これまで継承されてきた文化芸術活動も、困難な状況に直面しています。
- しかし、そうした今こそ、文化の灯を消してはなりません。
- 豊島区全体が一致団結して、このような状況に立ち向かい、未来の子どもたちに対して、豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継いでいかなければなりません。
- 豊島区は、あらゆる主体の力を結集し、地域と一体となって、子どもたちに明るい未来を引き継いでいくために、この条例を制定します。

目的

- この条例は、としま文化の日を設け、豊島区（以下「区」という。）及び区民が一体となって文化資源の相互連携を図り、区民が育んできた文化芸術活動を次の世代に継承し、もって区の文化振興に資するとともに、豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぐことを目的とする。

としま文化の日

- としま文化の日は、11月1日とする。

としま文化推進期間

- 区は、この条例の目的にふさわしい取り組みを行う期間として、としま文化推進期間を設けることができる。

区の取り組み

- 区は、としま文化の日及びとしま文化推進期間についての普及啓発に努めるとともに、この条例の目的にふさわしい取り組みが実施されるよう努めるものとする。

区民への協力

- 区は、区民がとしま文化の日及びとしま文化推進期間に合わせ、この条例の目的にふさわしい取り組みを行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

その他

- この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。
- この条例は、公布の日から施行する。

「としま文化の日条例」について

1 目的（前文）

- 多様な文化によって、地域で生まれ、継承されてきた、豊島区の文化がある。
- 様々な取組みで、文化を基軸としたまちづくりに取り組んできた。そして今は、誰もが主役になれる「国際アート・カルチャー都市」を目指している。
- これからも、「誰一人取り残さない」という「SDGs」の理念を踏まえ、様々な地域の主体が連携を図りつつ、取り組むことが重要である。
- 新たなシンボルとして「としま文化の日」を設けることで、文化を創造し続ける地域社会と明るい未来を子どもたちに引き継いでいく。

2 としま文化の日条例のポイント

第1条	目的 ○前文の要約
第2条	としま文化の日 ○11月1日
第3条	としま文化推進期間 ○としま文化の日（11月1日）から11月7日まで
第4条	区の取り組み ○としま文化の日及びとしま文化推進期間を普及啓発に努めること。 ○としま文化推進期間に記念事業を実施すること。 ○区民及び文化芸術団体等による取り組みが行われるよう普及啓発に努めること。
第5条	区民及び文化芸術団体等への協力 ○区民及び文化芸術団体等がとしま文化の日及びとしま文化推進期間に合わせた取り組みを行う場合に、助言その他の協力を行うこと。
第6条	委任 ○条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

公布の日

< 参 考 >

これまでの経過とスケジュール

2月12日	議会報告（議員協議会）	新たな文化シンボルを検討するため、検討会を設置
3月2日	豊島区の新たな文化シンボル検討会（第1回）	豊島区の文化シンボルとなる取り組みについて検討
4月24日	検討会（第2回）書面開催	文化の日制定と記念イベントの実施を検討案として取りまとめ
6月21日 ～30日	意見募集 （パブリックコメント）	
7月8日	議会報告（子ども文教委員会）	パブリックコメント実施結果の報告
7月13日	検討会（第3回）	取組内容の決定、条例案の検討
7月31日	検討結果の報告	検討会から区長に検討結果の報告
11月～	事業実施	実施に向けた準備

—令和2年度としま文化の日記念事業—
「としま文化応援プロジェクト」式典

1 次第

○日 時 令和2年11月1日（日）午前中（9時開場、10時～12時）

○招待者 600名（文化功労表彰者・随行者、招待者）

○内 容 **【第1部】文化功労表彰**

① 式辞（区長） ※SDGs 都市宣言、としま文化の日の発表

② 表彰

③ 祝辞

④ 謝辞

⑤ 基調講演（近藤誠一氏）

※「文化を次世代に継承するために、わたしたちができること」

⑥ 閉式

【第2部】にゅ～盆踊りNEO スペシャル公演

「区民で祝うとしま文化の日」

第1幕 「祝祭」の踊り 【舞台】

区立芸術文化劇場こけら落とし公演をした「コンドルズ」
が祝祭の踊りを披露

第2幕 にゅ～盆踊りNEO 【舞台×オンライン】

新しい生活様式で文化を発信！

舞台とオンラインが融合したパフォーマンスの発表

第59号議案

としま文化の日条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月16日

提出者 豊島区長 高 野 之 夫

としま文化の日条例

文化は人とまちを元気にし、にぎわいや新たな価値を創造し、都市の魅力を高めま
す。文化による交流は、人と人との絆を深め、まちへの愛着・誇りをもたらし、平和
と未来をつくります。

豊島の文化は、多様な人々によって、地域で生まれ、継承されてきました。

これまで豊島区は、基本構想に「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫る
まち」と位置付け、「文化創造都市宣言」を行い、「豊島区文化芸術振興条例」を定
めるなど、文化を基軸としたまちづくりに取り組んできました。

そして、社会情勢の急激な変化に対応し、持続発展できる都市づくりを推進するた
め、まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市「国際アート・カルチャー都市」
を目指しています。

この都市像を実現するためには、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目
指す国際目標「SDGs」の理念を踏まえつつ、豊島区、区民及び文化芸術団体、地
域団体、学校、企業等、あらゆる主体が特色のある文化芸術活動の連携を図り、地域
一体で取り組んでいくことが重要です。

その取組として、国家的文化プロジェクトである「東アジア文化都市2019豊島」

の成功や「H a r e z a 池袋」などの文化拠点整備といった、国内外の人々を魅了する、にぎわいあふれるまちづくりを進めてきました。こうした成果を踏まえ、誰をも受け入れ、誰からも受け入れられ、持続して発展することのできる社会の実現に向けて、地域が一体となった取組を次世代に継承し、更なる取組を進めていきます。

ここに、豊島区は、国際アート・カルチャー都市のシンボル「H a r e z a 池袋」の幕開けとなった令和元年11月1日を記念して「としま文化の日」を設け、あらゆる主体の力を結集し、豊かな文化を創造し続ける地域社会と明るい未来を子どもたちに引き継いでいくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、としま文化の日を設け、豊島区（以下「区」という。）、区民及び文化芸術団体、地域団体、学校、企業等（以下「文化芸術団体等」という。）が一体となって文化芸術活動の連携を図り、区民及び文化芸術団体等が育んできた文化芸術活動を次の世代に継承し、もって区の文化振興に資するとともに、豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぐことを目的とする。

(としま文化の日)

第2条 としま文化の日は、11月1日とする。

(としま文化推進期間)

第3条 区は、第1条の目的にふさわしい取組を行う期間として、としま文化推進期間を設けるものとする。

2 としま文化推進期間は、としま文化の日からその年の11月7日までの期間とする。

(区取組)

第4条 区は、としま文化の日及びとしま文化推進期間についての普及啓発に努めるものとする。

2 区は、第1条の目的にふさわしい記念事業をとしま文化推進期間に行うものとする。

3 区は、としま文化推進期間に区民及び文化芸術団体等による第1条の目的にふさわしい取組が行われるよう普及啓発に努めるものとする。

(区民及び文化芸術団体等への協力)

第5条 区は、前条第3項に規定する取組について、必要な助言その他の協力を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

国際アート・カルチャー都市の集大成として新たな文化シンボル「としま文化の日」を設け、文化を基軸としたまちづくりを次世代に継承するため、本案を提出いたします。